



宮監公表第12号
令和4年2月24日

宮崎市監査委員	河野	まつ子	宮崎市 監査之 印
宮崎市監査委員	荒木	敏	
宮崎市監査委員	森	太	
宮崎市監査委員	黒木	恒一郎	

定期監査結果に関する意見の公表について

このことについて、下記のとおり公表します。

記

- 1 宮崎市監査基準への準拠
宮崎市監査基準に準拠し、監査を実施した。
- 2 種類
地方自治法第199条の規定に基づく定期監査
- 3 対象
地域振興部(地域コミュニティ課、市民課、文化・市民活動課)の令和2年度及び令和3年4月1日から令和3年10月31日までの財務に関する事務の執行
- 4 着眼点
別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。
- 5 主な実施内容
地域振興部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。
- 6 実施場所及び日程
実施場所 関係各課及び監査室
日 程 令和4年1月5日から令和4年2月18日まで
- 7 結果
上記のとおり監査を行った中で、地域振興部の行政財産目的外使用許可に係る事務において、改善を要する事項(指摘事項)があった。
地域振興部に対しては別途指摘を行うが、使用料算定に係る取扱いについて改善が望まれる事項が見受けられたため、財産管理を統括する総務部に対して、以下のとおり意見を付すものである。

(総務部)

地域振興部の定期監査において、所管する施設における携帯電話基地局等の設置に係る使用料について、添付書類からは正しい算定額が算出できないにもかかわらず、課において設定した算定方法により使用料を算定し徴収している事例が見受けられた。

使用料の算定方法については、行政財産使用料条例により定められているものであり、対外的に統一された考え方及び算定方法で算出されるべきである。しかしながら、今回の事例においては、取扱いが具体的に示されていないため、担当課において、占用物件の種類及び単価を

判断し使用料を算定していた。

については、財産管理を統括する総務部として、関係各課が行政財産目的外使用許可に関する事務が適正に遂行できるよう、事務の整備並びに指導の体制強化に努められたい。

着 眼 点

収入事務	
調定・徴収事務（賦課・徴収事務・公有財産を除く）	調定はその根拠となる法令等に適合しているか 等
現金出納事務	現金出納員及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか 等
滞納整理事務	滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか 等
賦課・徴収事務（税のみ）	
賦課事務	台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
徴収事務	台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
支出事務	
支出一般	違法、不当、不経済な支出はないか 等
旅費関係	旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか 等
負担金、補助金及び交付金等の支出	公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか 等
貸付金の支出	貸付は法令等の目的に合致するものであるか 等
契約事務	
入札・契約事務	一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か 等
契約の履行	契約日以前に着工しているものはないか 等
公有財産	
財産の取得及び処分、管理	財産の取得及び処分の手続は適正か 等
使用（占用）許可（行政財産）	使用（占用）許可申請書は適正に提出されているか 等
貸付（普通財産）	貸付申請書は適正に提出されているか 等
物品管理	
物品等管理	物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか 等
公の施設の指定管理事務	
基本協定・年度協定は締結されているか 等	
利用料金の手続きは適正に行われているか 等	
モニタリングは適時行われているか 等	